

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	警防課 救急高度化推進室
委託業務名	救急救命士の救急救命処置に伴う医師の指示に関する委託業務
委託業務場所	大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学医学部附属病院
概要	救急救命士法第44条の規定に基づき、救急救命士法施行規則第21条各号に掲げる救急救命処置を行う際に必要となる医師による具体的指示の件数に応じて指示委託料を支払うもの。
契約期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約金額	610,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市瀬田月輪町 [名称] 国立大学法人 滋賀医科大学医学部附属病院 病院長 田中 俊宏
契約相手方の選定理由	救急救命士の指示医療機関は、大津市メディカルコントロール協議会の定める救急活動要領により、大津赤十字病院、大津市民病院、滋賀医科大学医学部付属病院及び地域医療機能推進機構滋賀病院の4病院である。令和6年度中の滋賀医科大学医学部附属病院における医師による具体的指示の件数を122件と試算していることから、委託料が50万円を超える随意契約となったもの。 なお、上記のうち大津赤十字病院を除く2医療機関については、同様に医師による具体的指示を受けるが、それぞれ50万円未満である。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。